

### 第3章 学校園における事故の防止に向けて

#### 1 学校園における事故防止に係る基本的な考え方

本対策会議では、東深井小学校における転落事故は、窓際に用具入れを設置し続けていたことや、児童に対して「窓から転落する恐れがあるので用具入れには上らない」などの具体的な指導が徹底されておらず、危険意識が教職員間で共有されていなかったことがその要因であるとした。

本市では、これまでも学校安全について様々な取組を行ってきたが、そのような中で今回の事故が発生したことを重く受け止め、学校園での事故防止のための安全管理、学校園全体の組織体制、安全教育について、次のような基本的な考え方に基づいて見直すことにした。

- 学校園の施設設備の安全管理については、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月）やリーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年10月）、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、学校施設設備指針等に基づいて専門家の指導を受けつつ、学校環境の安全向上に向けた施設・設備の点検と改善措置を徹底する。  
また、安全点検については、学校の全教職員をはじめ、子どもたちなど多様な視点で点検を行い、学校園の現状を把握する。また、安全点検表には、施設設備の異常だけでなく、危険認識を共有するための点検項目を加え、作成する。
- 学校園全体の組織体制については、事故情報や事故につながる情報（ヒヤリとしたり、ハッとしたりする事案についての情報）を学校園全体で共有するとともに、事故防止につながる研修の充実を図ることを通して、すべての教職員の安全・危機管理意識の向上を図る。
- 学校園における安全指導については、児童等の事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、子ども自身が自ら日常生活の中に潜む危険を予測し、自他の安全に配慮した行動をとり、危険な環境を改善することができるようにするために、計画に基づいた安全学習を行う。
- 学校園の現状や教育委員会からの通知文、学校事故事例等を踏まえ、安全点検や安全教育について見直し、学校安全計画を含めた改善を行う。
- 教育委員会は、事故情報や事故につながる情報を学校園と共有するとともに、関係教職員に対する研修を拡充する。また、安全対策に関する通知・指導を徹底し、特に重大事故につながる恐れがある事案が発見された場合は、積極的に学校園に対して点検や改善対策の実施とその報告を求め、学校園の安全・危機管理意識の向上を図る。

## 2 学校園における事故の防止に向けての対策

### (1) 学校環境の安全向上に向けた施設設備の改善

#### ① 計画・設計段階の基本的な考え方

学校内に設置する各施設・設備については、計画・設計段階から、児童等の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある施設環境を形成することが重要である。

学校施設については、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準について定めた「建築基準法」(昭和 25 年 5 月 24 日・法律第 201 号) や、火災又は地震等の災害による被害を軽減することについて定めた「消防法」(昭和 23 年 7 月 24 日・法律第 186 号)、文部科学省「学校施設整備指針」など、安全に関わる様々な法令や指針等に基づき計画・設計を行う。

#### ② 使用段階の基本的な考え方

児童等の安全は、安全教育と安全管理を一体的かつ計画的に推進すること、学校安全計画に基づき安全点検を実施すること、必要な改善を図ることが重要である。

早急な対応が必要なものと、中・長期的に改善を進めていくものとを整理した上で、計画的・継続的に改善を図る。

直ちに根本的な改善を行うことに困難のある場合には、注意が必要な箇所について校内で速やかに情報を共有するとともに、当面の緊急的・応急的な代替措置を講じるなど、必要に応じて迅速に対応することが重要である。

#### ③ 事故種別ごとの基本的な考え方

施設内の様々な場所で起こる転落事故のほか、衝突事故・転倒事故・挟まれ事故・落下物による事故・遊具における事故・プールにおける事故について、事故種別ごとの事故防止の考え方について示す。

##### ア 転落事故

- 足掛かりとなるものを撤去し、施設設備の磨耗や損傷等の確認点検と、必要に応じ速やかに改善を行うことが重要である。
- 日ごろの児童等の活動内容・活動形態を踏まえつつ、必要に応じ、手すりやフェンスの設置等について検討を行うことが重要である。
- 転落の危険がある場所については、具体的で分かりやすい効果的な表示等による注意喚起を徹底することが重要である。

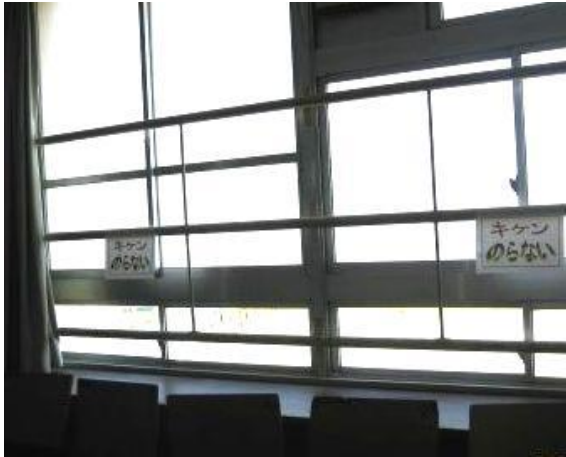
##### 【窓（2階以上）】

- 腰壁や手すりは、安全な高さ(110 cm以上)まで確保する。
- 窓下には足掛りとなるものを設置・放置しない。



足掛りとならないよう傾斜をつける

- 特別教室で撤去できない棚等足掛かりとなるものがある場合は、手すりや防球ネット等を設置する。



図書室の窓（本棚あり）に手すりをつける



廊下の窓に防球ネットをつける



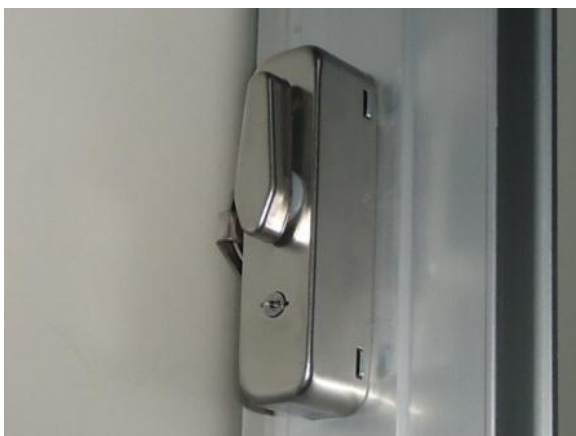
図書室の窓際の本棚上に本立てを固定して、上れないようにする



図書室の窓（本棚あり）に面格子をつける



- 屋根・庇に乗り移ることが可能とみられる窓には、手すりや鍵付きクレセントの設置、開口幅制限(10 cm程度以下)等を施す。



窓の鍵付きクレセント



窓に開口幅制限のストッパーをつける

### 【庇】

- 必要に応じ、窓面への手すりや鍵付きクレセントの設置、開口幅制限(10 cm程度以下)等を施す。新設時には庇に勾配を取って児童等がその上に乗り移れないよう工夫する。



庇(天窗あり)に乗り移ることができる窓に防球ネットをつける

### 【天窗】

- 天窗の設置場所には、防護柵や落下防護ネットを設置する。

### 【屋上】

- 屋上を児童等が利用する場合は、出入口、手すりや防護フェンス等の点検をくり返し行い、不備がある場合は補修が完了するまで利用を停止する。
- 塔屋等のタラップは、児童等が登ることができないよう、低い位置(180 cm未)に設置している場合は改修または撤去する。



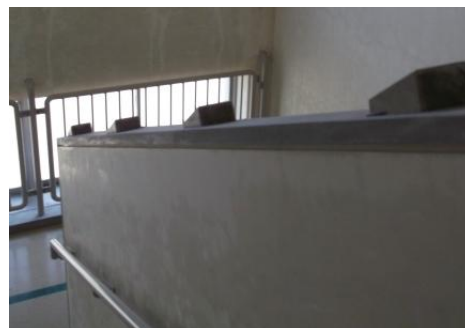
屋上に防護フェンスをつける



低い位置のタラップを撤去する

### 【階段・バルコニー等】

- 転落防止のため十分な高さ(110 cm以上)をもった腰壁や手すりを設置する。
- 腰壁や手すりは、足掛かりとなる突起や手すりの格子間隔が10cm 以上の場合は改修を行う。
- 階段には必ず手すりを設置し、手すりのない側にも側壁か手すりを設置する。
- 吹き抜け部は、手すりや側壁(110 cm以上)、ネット等により転落防止対策を行う。



手すり壁の上部に乗って滑り降りることを防ぐ

### 【屋内運動場(体育館)】

- 屋内運動場等の上部の観覧席は、十分な高さ(110 cm以上)の腰壁や手すりを設置する。
- メンテナンス用スペース、ギャラリー等、通常立ち入ることのない場所については、鍵の施錠確認を行い、不備がある場合は補修交換が完了するまで利用を停止する。
- 屋内運動場等におけるステージ周辺の昇降装置など、事故につながる可能性のある設備については、操作盤等をカバー等で覆い、施錠を徹底する。
- 屋内運動場の肋木(ろくぼく)は、児童等がギャラリーに登ることができないよう忍び返し等を設置する。



屋内運動場の肋木・ギャラリー・手すり  
肋木を伝ってギャラリーに  
上れない対策が必要

### 【犬走り】

- 上記の内容を整備し、継続的に点検、補修していくことにより、転落事故そのものを防ぐことが重要であるが、更なる安全への配慮として、万が一にも上層階から転落した場合の衝撃が僅かでも緩和されるよう、犬走りについては、今後の建物の新築または増改築の設計において出幅を最小限(60 cm)にとどめるように留意する。また、既存建物の犬走りの出幅が100 cm以上の場合は万一のことを考え、必要な箇所については改修等の対策を講じる。

## イ 衝突事故

- 衝突対象を除去するとともに、衝突対象の存在や他人の接近を認識しやすくすることが有効である。  
衝突のおそれがある場所から割れやすい大型の鏡等を除去すること、対人衝突が起りうる場所では見通しを良くすること、十分な照明を施すこと、ガラス等視認性が低いものについては、児童等が誤って衝突しないように分かりやすい位置に目印等をつけることが考えられる。
- 衝突しにくい環境をつくることが有効である。  
衝突の危険性がある対象物の手前に手すり等を設置し、物理的に近づけないように工夫すること等が考えられる。
- 衝突した際の衝撃を小さくすることも必要である。  
衝突した際の被害が大きくなりがちな硬い場所や鋭利な角、衝突が頻繁に起こりやすい見通しの悪い場所等は予め緩衝材を設置するなどの配慮や、突起物を設けないことなどが重要である。  
また、安全性の高いガラス(破損しにくい、加撃物が貫通しにくく破片が飛散しにくい、破片が鋭利でなく小粒である)を場所に応じて選択することも考えられる。



家具の角に緩衝材を設置する

#### 【廊下】

- 廊下の曲がり角、教室の出入口、廊下と階段の接続部、廊下の突き当たり部等は、事故が特に発生しやすい場所であることを認識し、カーブミラーの設置等必要な対策を講じる。



階段踊り場ガラス窓の手前に面格子を設置する



階段部に、衝突防止のため上り下りの表示をする

#### 【ガラス】

- 通常のガラスよりも破損しにくく、破損しても破片が小粒で鋭利にならない強化ガラスや、破片が飛散しにくい合わせガラスなど、使用場所及び使用目的に適したものを選択して設置する。

#### 【校庭】

- 朝礼台や金属ポール等は必要に応じ、面取り処理や角や突起物にカバーの設置等を行う。

### ウ 転倒事故

- 床材や部品の経年劣化等に留意し適時補修していくことが重要である。
- 濡れやすい箇所の床には耐水性、耐湿性、耐食性に優れ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが有効である。
- 転倒のおそれのある場所には弾力性のある床材等を選択することが有効である。

#### 【床・階段】

- 床のはがれや磨耗、割れ等の損傷は、すぐに改修する。
- 濡れやすい箇所には注意喚起に努め、エンボス状のシートやすべり止めマット、足拭きマット等を利用する等、床が濡れても滑りにくい工夫をする。
- 水に濡れた床を放置せず、よく濡れる場所に雑巾やモップを設置する等、その都度ふき取りやすい工夫をする。

#### 【校庭】

- 花壇や池、排水溝等が転倒の原因とならないか点検し、必要に応じカバーを設置するなど対策を行う。

## エ 挟まれ事故

- 扉や窓に指などを挟まれる事故は、教室やトイレの扉で多く発生している。また、校門や側溝の蓋など重量のあるものや防火シャッターなど機械制御のもので発生する挟まれ事故は、重大な事故につながることに留意して、点検補修することが重要である。
- 衝撃を和らげる柔らかい材料を適切に設ける、開口部の急な開閉を防ぐ、必要に応じ覆いをつけるなどの配慮をすることが重要である。

### 【開口部】

- 扉と枠の間には衝撃吸収ゴム等を設置する。
- 引き戸等は、ストッパーを設置し引き残しを確保する。
- 蝶番側の隙間が隠れるよう覆いを設置する。
- 引戸の開閉が滑らかでない場合、戸車の点検、修理をする。

### 【出入口】

- 扉と枠の間に緩衝用のゴム等を設置する。
- 扉の急な閉鎖を避けるため、ドアクローザー等を適切に設置・調整する。



図書室の扉と枠の間に指詰め防止器具を設置する

## オ 落下物による事故

- 外壁、ガラス等の損傷や経年劣化等に留意し、点検補修を継続していくことが重要である。
- 地震や衝突に備えるため、教室用家具や照明器具等に補強金具を取り付ける等、落下防止措置を行うことが重要である。

※「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月文部科学省作成)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

### 【バルコニー】

- 手すりの天端や笠木に適切な勾配を設け、上部に物を置けない形状とする。

### 【外壁】

- 外壁のモルタル等が落下する危険性がある場合は、専門家による調査を行い迅速に対処する。



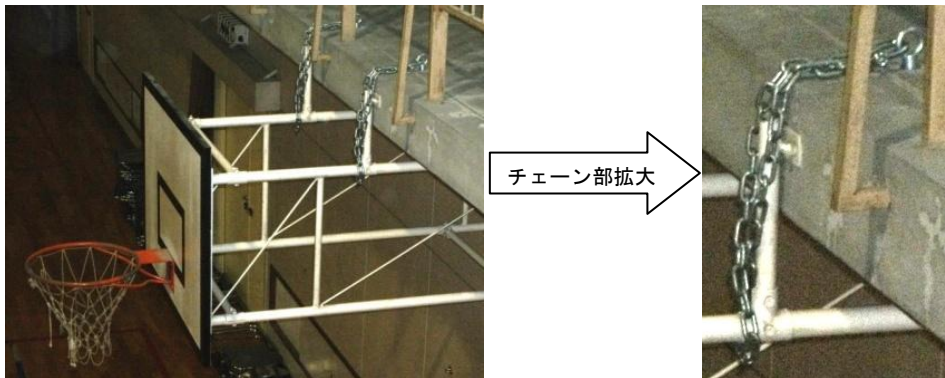
外壁補修の前後の様子

### 【照明設備】

- ボール等の衝突に対する破損防止措置を行う。

### 【バスケットゴール】

- 落下防止のためのチェーンを取り付ける。



落下防止チェーンの取り付け

### カ 遊具における事故

- 転落、衝突、絡まり・ひっかかり、挟まれ事故等によるものが多く発生しており、児童等の危険な行動や服装など利用時の状況と、遊具の構造や維持管理の不備が関わりあって、事故が発生することが多いことに留意し、点検補修していくことが重要である。

### 【遊具の配置】

- コンクリート等硬い設置面には直接配置せず、シートの敷設など設置面への落下に対する衝撃の緩和措置に努める。



### 【遊具の構造】

(絡まり・ひっかかり対策)

- 衣服の一部などが絡まったり身体が引っ掛ったりする、でっぱり、突起、危険な隙間などを設けない。

(可動部との衝突対策)

- 可動部と地面の間に適切な空間を確保する。
- 可動部との衝突による衝撃を緩和する。

(挟み込み対策)

- 身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない。

(その他の危険対策)

- 遊具のどの部分にも、切創や刺創の原因となる鋭い尖端、角、縁（ふち）、ささくれをつくらない。

### キ プールにおける事故

- 飛び込み事故、溺水事故等を防止するため、利用実態等に応じて禁止事項を定め、児童等に周知するとともに危険表示等が重要である。
- 排（環）水口における吸引事故防止のための防護措置を講ずる。
- プールサイド及び附属施設の床について、転倒事故防止を目的とした点検と対策を行うことが重要である。
- ※ プール使用時には監視体制を徹底する。

### 【床】

- プール及び附属施設の床は、危険な突起等をつくらない。
- プール及び附属施設の床は、十分な耐水性があり濡れても滑りにくい材質のものを使用するとともに、濡れた状態を放置しない。

### 【排(環)水溝】

- 排(環)水口への吸引事故を防止するため、蓋等のネジ・ボルトや吸い込み防止金具を点検し、異常がある場合は早急に補修する。

- ※ 本項目で述べた施設設備の改善に向けて、平成24年7月下旬から8月（夏季休業中）に各学校園で点検項目シートをもとに点検を実施し、その内容を集計した上で、平成24年度から平成26年度までに改善完了をめざす。